

広島県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県東広島市西条町馬木、同市西条町福本、同市西条町森近、同市西条町田口、同市西条町大沢及び同市黒瀬町国近地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
御菌宇三（一三七三一）	急傾斜地の崩壊	御菌宇三（一三七三一）
東子二（六二八四一）	急傾斜地の崩壊	東子二（六二八四一）
東子一（八五八〇）	急傾斜地の崩壊	東子一（八五八〇）
三升原一（五一〇八）	急傾斜地の崩壊	三升原一（五一〇八）
小滝原一（八五八二）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八二）
小滝原一（八五八一）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八一）
大沢三（二三七一一）	急傾斜地の崩壊	大沢三（二三七一一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
御菌宇三（一三七三一）	急傾斜地の崩壊	御菌宇三（一三七三一）
東子二（六二八四一）	急傾斜地の崩壊	東子二（六二八四一）
東子一（八五八〇）	急傾斜地の崩壊	東子一（八五八〇）
三升原一（五一〇八）	急傾斜地の崩壊	三升原一（五一〇八）
小滝原一（八五八二）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八二）
小滝原一（八五八一）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八一）
大沢三（二三七一一）	急傾斜地の崩壊	大沢三（二三七一一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
御菌宇三（一三七三一）	急傾斜地の崩壊	御菌宇三（一三七三一）
東子二（六二八四一）	急傾斜地の崩壊	東子二（六二八四一）
東子一（八五八〇）	急傾斜地の崩壊	東子一（八五八〇）
三升原一（五一〇八）	急傾斜地の崩壊	三升原一（五一〇八）
小滝原一（八五八二）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八二）
小滝原一（八五八一）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八一）
大沢三（二三七一一）	急傾斜地の崩壊	大沢三（二三七一一）
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
御菌宇三（一三七三一）	急傾斜地の崩壊	御菌宇三（一三七三一）
東子二（六二八四一）	急傾斜地の崩壊	東子二（六二八四一）
東子一（八五八〇）	急傾斜地の崩壊	東子一（八五八〇）
三升原一（五一〇八）	急傾斜地の崩壊	三升原一（五一〇八）
小滝原一（八五八二）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八二）
小滝原一（八五八一）	急傾斜地の崩壊	小滝原一（八五八一）
大沢三（二三七一一）	急傾斜地の崩壊	大沢三（二三七一一）

長野一(八五八四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長野一(八五八四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野一(八五八四―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長野一(八五八四―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上郷一(八五七六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上郷一(八五七六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷(二四五九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本郷(二四五九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上郷一(八五七六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上郷一(八五七六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森近五(八五七三―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	森近五(八五七三―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野一(八五八四―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長野一(八五八四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
為乗一(八五七四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	為乗一(八五七四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野一(八五八四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長野一(八五八四―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野一(八五八四―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長野一(八五八四―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森近五(八五七三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	森近五(八五七三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大谷(二〇四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大谷(二〇四五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森近三(八五七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	森近三(八五七二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森近四(八五七二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	森近四(八五七二―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野一(八五八四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長野一(八五八四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤九郎(九三二八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	藤九郎(九三二八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森近三(八五七一―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	森近三(八五七一―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

松板川左（ 七三三一隣	土石流	次の図のとおり	松板川左（ 七三三一隣	土石流	次の図のとおり
大谷川右（ 七三六三）	土石流	次の図のとおり	大谷川右（ 七三六三）	土石流	次の図のとおり
大谷川左（ 七三六四）	土石流	次の図のとおり	大谷川左（ 七三六四）	土石流	次の図のとおり
松板川右（ 七三六八）	土石流	次の図のとおり	松板川右（ 七三六八）	土石流	次の図のとおり
松板川右（ 七三六八隣 a)	土石流	次の図のとおり	松板川右（ 七三六八隣 a)	土石流	次の図のとおり
松板川右（ 七三六八隣 b)	土石流	次の図のとおり	松板川右（ 七三六八隣 b)	土石流	次の図のとおり
松板川右（ 七三六八隣 c)	土石流	次の図のとおり	松板川右（ 七三六八隣 c)	土石流	次の図のとおり
松板川右（ 七三二七隣	土石流	次の図のとおり			

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。